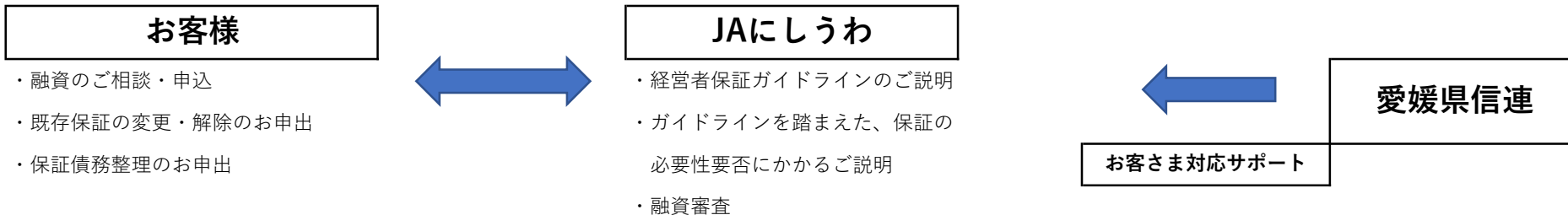


## ガイドラインを踏まえたJA・信連内での体制

当JA・信連では、「**経営者保障に関するガイドライン**」に基づいた融資業務を実施するための、体制整備を行っております。



## 経営者保証にかかるご説明内容等

当JA・信連では、「**経営者保証に関するガイドライン**」に基づき、お客さまに対して経営者保証に関するご説明を実施いたします。

### 保証契約締結時の必要性の検討

#### 【必要性検討のポイント】

1. 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
2. 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
3. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
4. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
5. 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

### 既存の保証契約の適切な見直し

既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。

### 適切な保証金額

主に以下の観点を総合的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めております。

- ・ 資産及び収入の状況、融資額
- ・ 信用状況、物的担保等の設定状況
- ・ 適時適切な情報開示姿勢等

### 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。